

会 員 各 位

(公社) 秋田県トラック協会
業 務 課

お知らせ (重要)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成30年12月に改正された貨物自動車運送事業法により、**令和元年11月1日**から、事業用自動車の**増車**や事業規模の**拡大**となる変更を行う場合については、一定の項目に関して**宣誓書の添付が必要**となり、また、一定の要件に該当する場合には、届出ではなく**認可を受ける必要**があることとなりました。

つきましては、下記の通りお知らせ致しますので、該当する変更等を行う際には、ご留意下さいますようお願い申し上げます。なお、宣誓書に関しては、当協会 HP に掲載しておりますので必要な方はダウンロードして下さい。

敬具

記

【宣誓書の添付が必要な場合】

(1) 事業用自動車の増車届出時 (1両でも)

※宣誓していただく項目は、別紙の様式例2になります

(2) 下記の事業規模の拡大による申請時

- ・営業所の新設
- ・自動車車庫の新設、位置の変更 (収容能力の拡大を伴うもの)
- ・運行系統の新設
- ・上記以外の事業計画変更認可申請によって事業規模が拡大となる申請

※宣誓していただく項目は、別紙の様式例3になります

【届出ではなく、認可申請となる場合】

(1) 増車する車両数が、申請日から起算して3ヶ月前時点の車両数の30%以上であり、かつ、1両以上である場合

※増車する車両数とは、今回変更する数と3ヶ月以内に増加した数を合算した数をいいます

- 例1. 10両→12両(2両増車)の場合 =20%・・・届出(30%未満)
- 例2. 10両→15両(5両増車)の場合 =50%・・・届出(30%以上だが10両以下)
- 例3. 37両→48両(11両増車)の場合=29%・・・届出(11両以上だが30%未満)
- 例4. 36両→47両(11両増車)の場合=30%・・・**認可申請**(30%以上かつ11両以上)

(2) 増車について、以下に該当する場合

- ・申請者と法第5条第3号に準ずる密接な関係者が貨物運送事業の許可取消し後5年を経過しない者である場合
- ・変更に係る営業所の行政処分の累積点数が12点以上である場合
- ・変更に係る営業所が、申請日前1年間に、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関による巡回指導の総合評価で「E」の評価を受けている場合

(3) その他

その他、貨物自動車運送事業法改正により審査基準等が変更になっています

以上

詳しくは、秋田県トラック協会業務課までお問い合わせ下さい。

TEL:018-863-5331